

## 帯広市観光客誘致推進割引事業「泊まって遊ぼうおびひろ割(以下 おびひろ割)」 実施要領

事業目的：新型コロナウイルスの感染拡大により、観光客をはじめとした人の動きが制限されるなどホテル等の宿泊数に大きな影響を及ぼしている。

このような状況を踏まえ、本事業は市内でホテル・旅館等を営む事業者に対する支援を、スピード感をもって実施するとともに、十勝管内はもとより、管外からの観光客に対して、宿泊を伴う観光消費の喚起を促すことを目的とする。

事業内容：帯広市内においてホテル・旅館等を営む事業者に対し、宿泊代金からの割引額を支援金として支給する。ただし、1泊1人あたり3,000円を割引額の上限とし、1泊1人あたり6,000円未満の宿泊代金に対してはその50%を上限とする。支援金額は、各宿泊施設の部屋数に応じて上限を設定する。支援金は、支援金申請書を提出した宿泊事業者に対して希望調査に基づき前払いするもの。

主 催：一般社団法人 帯広観光コンベンション協会、帯広市

予 算 額：6,000万円

対象期間：令和2年7月9日から令和3年2月28日までの利用分  
※令和3年2月28日チェックアウト分までが対象  
期間を限定しての販売も可

販売方法：○直接販売が支援対象の条件。(自社HP・自社SNS・自社店頭等)。  
旅行代理店への販売は支援対象外、ただしOTAでの販売は支援対象とする。

○支援対象商品の販売に際しては、本事業であることを明らかにするため、「泊まって遊ぼうおびひろ割」と明記し、さらに本来の販売価格(税及びサービス料を含む)と支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の金額を明記すること。記載がない場合は、支援金の対象外とする。

○支援金対象の宿泊の利用回数の制限はなし。ただし、連泊の上限に

については5泊まで。

○レストラン・売店等での割引など、申込宿泊事業者の負担において、500円以上のサービスを付けること。

○国又は帯広市以外の地方自治体からの支援等を受けて販売しているものは対象外。

キャンセル料の取り扱い：

宿泊予約のキャンセルに係るキャンセル料については、本事業の支援対象外とする。

対象事業者：帯広市内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は除く。）

- ① 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」を営む者
- ② 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

月次報告：対象事業者は、実施月1日から末日までの実績について、翌月15日までに次の書類を提出すること。

○月次報告書

実績報告：対象事業者は、事業完了時、事業完了の翌月15日までに次の書類を提出すること。

○実績報告書

○キャンペーンを実施したことがわかるHPのコピーやSNSの写し等

支援金額の目安：

宿泊事業者からの総申請額が予算の範囲を超えた場合は、各対象宿泊施設の部屋数により支援金額を調整する。

101室以上 189万円以内

26室以上 100室以内 144万円以内

10室以上 25室以下 90万円以内

1 室以上 9 室以内 33 万円以内

販売人数の制限：

101 室以上 1 日あたり最大 50 人以内とします。

10 室以上 100 室以下 1 日あたり最大 25 人以内とします。

支援金額の決定：

申請後、審査の上、支給決定通知書により通知する。

支 払 い：支援金額の通知内容を確認の上、請求書を提出すること。

請求書受理後、30 日以内に対象事業者へ概算払いとして支援金を指定口座へ支払う。

そ の 他：○申請後、支給希望金額等に変更がある場合は、協会へご連絡ください。

○必要に応じて、参加事業者に対して報告や書類等を求め、調査することがあります。

○精算後、支援金額に満たない場合には、差額を返金していただきます。

スケジュール：

6 月 25 日～7 月 3 日

「おびひろ割」参加宿泊事業者の募集・希望人数の調査

7 月上旬～

事業者承認及び「おびひろ割」人数の確定

承認した、割引人数分の金額を事前にホテル、旅館等へ支払う。

7 月 9 日～販売開始（各ホテルごと）

（7 月から 2 月末までの期間内で、設定してください。）

8 月～3 月

月次報告

3 月

実績報告

注意事項：「おびひろ割」への参加を希望する場合は、当該ホテル・旅館等の宿泊状況を提出する。（令和元年度分）

その他：本事業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急的な事業として実施する為、当協会会員、非会員に関わらず対象とします。お気軽にお申込みください。

提出書類：・支援金申請書（様式第1号）  
（申請時）・支援金申請書内訳シート（様式第1号の2）  
・誓約書（様式第2号）  
・宿泊客数等に係る調査票（別紙1）  
（令和元年度分の宿泊状況。すでに帯広市へ提出済の場合は不要）

申請期限：令和2年7月3日（金）必着  
帯広観光コンベンション協会へ、郵送もしくはご持参ください。  
（申請期限内に FAX やメールにて提出書類の写しをお送りいただくことも可としますが、必ず後日原本を提出してください。）

ご不明な点については下記の事務局までお問い合わせください。  
また、以下のスケジュールで相談会を実施いたします。参加ご希望の方は、事務局までお電話にてお知らせください（3密を避けるため、参加人数が多い場合は日時を調整させていただくことがございますので予めご了承ください。）。

【日時】① 6月30日（火） 10：00～

② 6月30日（火） 14：00～

【場所】帯広観光コンベンション協会内 会議室

帯広観光コンベンション協会のホームページ（URL <http://obikan.jp>）より、「おびひろ割」の支援金支給要綱や、申請書類等のデータをご利用いただけます。ぜひ、ご活用下さい。

【事務局及び問い合わせ先】

〒080-0012 帯広市西2条南12丁目  
一般社団法人 帯広観光コンベンション協会  
担当 秋庭 / 西田  
電話 0155-22-8600  
FAX 0155-22-8558

## 【支援金の利用の具体例】

### 例 1) 6,000 円のお部屋を販売する場合

- ①お客様 3,000 円＋当協会 3,000 円＋ホテル特典 500 円以上  
(お客様負担) (協会負担) (各ホテル負担)

### 例 2) 8,500 円のお部屋を販売する場合

- ①お客様 5,500 円＋当協会 3,000 円＋ホテル特典 500 円以上  
(お客様負担) (協会負担) (各ホテル負担)

### 例 3) 4,500 円のお部屋を販売する場合 (1泊1人 6,000 円未満の場合)

- お客様 2,250 円＋当協会 2,250 円＋ホテル特典 500 円以上  
(お客様負担) (協会負担) (各ホテル負担)

### 例 4) ハイシーズン 6,000 円で、それ以外 4,000 円で販売の場合は、助成額が変わりますのでご注意ください。

ハイシーズン 6,000 円のお部屋を販売した場合

- お客様 3,000 円＋当協会 3,000 円＋ホテル特典 500 円以上  
(お客様負担) (協会負担) (各ホテル負担)

その他 4,000 円のお部屋を販売する場合

- お客様 2,000 円＋当協会 2,000 円＋ホテル特典 500 円以上  
(お客様負担) (協会負担) (各ホテル負担)

### 例 5) ツイン又はダブル 12,000 円の場合 (2名宿泊の場合)

- お客様 6,000 円＋当協会 6,000 円 (2名分)＋ホテル特典 1,000 円以上  
(お客様負担) (協会負担) (各ホテル負担)

### 例 6) ツイン又はダブル 8,000 円の場合 (2名宿泊の場合)

- お客様 4,000 円＋当協会 4,000 円 (2名分)＋ホテル特典 1,000 円以上  
(お客様負担) (協会負担) (各ホテル負担)

\* 1人当たりの金額が 6,000 円未満なので、1人あたりの宿泊料を 4,000 円とみなし、助成額は 4,000 円 (2,000 円×2名) となります。

### 例 7) トリプルで 7,500 円の場合 (3名宿泊の場合)

- お客様 3,750 円＋当協会 3,750 円 (3名分)＋ホテル特典 1,500 円以上  
(お客様負担) (協会負担) (各ホテル負担)